

岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例について

岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例

岐阜県種雄豚検査条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

2 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県種雄豚検査条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十四号）の項を削る。

（岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正）

3 岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表十七の表を次のように改める。

十七 削除

提 案 説 明

自然交配による種付けの用に供する雄豚の検査の制度を廃止する等のため、この条例を定めようとする。